



鳥取県公報

平成13年3月30日(金)
号外第44号

毎週火・金曜日発行

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第3号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に
関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一
部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」
という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」とい
う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この
条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正
後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部
分を加える。

目 次

| | |
|--|----|
| 人委規則 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備 に関する規則(給与課) | 1 |
| 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (〃) | 7 |
| 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(〃)... | 8 |
| 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(〃) | 10 |
| 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則(〃) | 12 |
| 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(〃) | 15 |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(〃) | 21 |
| 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(〃) | 24 |
| 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(〃) | 41 |

人事委員会規則

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
をここに公布する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号の<u>いずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業をし、停職にされ、<u>海外随伴休暇を承認され、又は大学院修学休業をしている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。</u></p> <p>(給料の返納)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇、<u>大学院修学休業等により過払いとなった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。</u></p> <p>第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、停職、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇、<u>大学院修学休業等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</u></p> <p>2及び3 略</p> | <p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号の<u>一に該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業をし、停職にされ、<u>又は海外随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。</u></p> <p>(給料の返納)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇等により過払いとなった場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。</p> <p>第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、停職、専従許可、派遣、育児休業、海外随伴休暇等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</p> <p>2及び3 略</p> |

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第13条 職員のうち、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年間において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)</u></p> <p>(3)～(10) 略</p> <p><u>(11) 大学院修学休業をしている職員</u></p> <p>(復職時等における給料月額調整等)</p> <p>第17条 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学</p> | <p>第13条 職員のうち、次の各号の<u>一に</u>該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年間において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(復職時等における給料月額調整等)</p> <p>第17条 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰</p> |

院修学休業をした職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第15条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第13条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第12）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）以降のその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

2～7 略

別表第12（第17条関係）

休職期間等調整換算表

| 休 職 等 の 期 間 | 換算率 |
|---|--------|
| 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条各号の規定に該当する休職（同条第1号又は第3号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるものに限る。）、派遣職員の派遣、 <u>大学院修学休業並びに勤務時間規則第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間</u> | 3分の3以内 |
| 略 | |

し、又は勤務時間条例第15条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第13条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職務専念特例規則」という。）第2条の表第7号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第28号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合においては、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇若しくは義務免除の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第12）により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）以降のその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

2～7 略

別表第12（第17条関係）

休職期間等調整換算表

| 休 職 等 の 期 間 | 換算率 |
|---|--------|
| 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条各号の規定に該当する休職（同条第1号又は第3号の規定に該当するものにあつては、人事委員会の定めるものに限る。）、派遣職員の派遣並びに勤務時間規則第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間 | 3分の3以内 |
| 略 | |

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(支給基準)</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p><u>(9) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</u></p> | <p>(支給基準)</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p> |

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p><u>(8) 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。)</u></p> | <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> |

(期末手当に係る在職期間)

第3条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 略
- (2) 育児休業職員及び大学院修学休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1)~(4) 略
- (5) 大学院修学休業職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 略
- (2) 育児休業職員及び大学院修学休業職員として在職した期間
- (3)~(7) 略

(期末手当に係る在職期間)

第3条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 略
- (2) 育児休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1)~(4) 略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第8条 略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 略
- (2) 育児休業職員として在職した期間
- (3)~(7) 略

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</p> <p>(2) 略</p> | <p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間</p> <p>(2) 略</p> |

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第4号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 条例第4条の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 条例第3条第1項第7号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 検視を行う警察官（警視の階級にある者に限る。） 1体につき<u>3,200円</u></p> <p>イ その他の警察職員 勤務1日につき<u>1,600円</u></p> <p>(7)～(17) 略</p> <p>2～8 略</p> | <p>(作業手当の額等)</p> <p>第3条 条例第4条の人事委員会規則で定める作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 条例第3条第1項第7号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 検視を行う警察官（警視の階級にある者に限る。） 1体につき<u>2,500円</u></p> <p>イ その他の警察職員 勤務1日につき<u>1,100円</u></p> <p>(7)～(17) 略</p> <p>2～8 略</p> |
| <p>附 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> | |
| <p>職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成13年3月30日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎</p> <p>鳥取県人事委員会規則第5号</p> <p>職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。</p> | |

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|---|--|------|-----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|--|-----|------------------------------------|
| <p>(医療業務手当)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長、<u>日野総合事務所の局長及び課長並びに保健所の課長及び医長</u>を除く。）とする。</p> <p>2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">級の区分</th> <th style="width: 85%;">職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>皆生小児療育センターの<u>副院長、医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td><u>精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>皆生小児療育センターの医師、<u>日野総合事務所の課長並びに保健所の課長及び医長</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤務実績簿)</p> <p>第17条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当の支給される業務等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式の特務勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければ</p> | 級の区分 | 職 種 | 1 級 | 略 | 2 級 | 皆生小児療育センターの <u>副院長、医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの</u> | 3 級 | 略 | 4 級 | <u>精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長</u> | 5 級 | 皆生小児療育センターの医師、 <u>日野総合事務所の課長並びに保健所の課長及び医長</u> | <p>(医療業務手当)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに保健所の課長及び<u>参事</u>を除く。）とする。</p> <p>2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">級の区分</th> <th style="width: 85%;">職 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表（1）の3級の職務にあるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長<u>並びに健康福祉センターの部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td>皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び<u>参事</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤務実績簿)</p> <p>第17条 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し特殊勤務（条例の規定により特殊勤務手当（<u>手当の額が月額により定められている特殊勤務手当を除く。</u>）の支給される業務等に係る勤務をいう。）を命じたときは、人事委員会が定める様式</p> | 級の区分 | 職 種 | 1 級 | 略 | 2 級 | 皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表（1）の3級の職務にあるもの | 3 級 | 略 | 4 級 | 精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長 <u>並びに健康福祉センターの部長</u> | 5 級 | 皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び <u>参事</u> |
| 級の区分 | 職 種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 級 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 級 | 皆生小児療育センターの <u>副院長、医長及び副医長のうち医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 級 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 級 | <u>精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 級 | 皆生小児療育センターの医師、 <u>日野総合事務所の課長並びに保健所の課長及び医長</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 級の区分 | 職 種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 級 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 級 | 皆生小児療育センターの医長及び副医長のうち医療職給料表（1）の3級の職務にあるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 級 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 級 | 精神保健福祉センター、保健所及び衛生研究所の所長 <u>並びに健康福祉センターの部長</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 級 | 皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び <u>参事</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ならない。

(潜水手当等の額の計算方法)

第18条 略

2 用地交渉手当の額を計算する場合において、月の1日から末日までの間における条
例第32条第1項に掲げる業務に従事した時間数の合計に10分に満たない端数時間があ
るき又は当該時間数の合計が10分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の
合計を10分に切り上げて計算する。

3 略

の特殊勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(潜水手当等の額の計算方法)

第18条 略

2 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第4条（保健所の医長に係る部分に限る。）及び第18条第2項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部

分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)並びに<u>県民活動推進課のボランティア活動係長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)並びに<u>県民活動推進課のボランティア活動係長</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>総務福利課の指導主事及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事</u></u></p> | <p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 小中学校課の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに福利課の健康管理主事</u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務課の主幹及び副主幹(私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、生涯学習課の社会教育主査、生涯学習推進係長、指導係長、指導主事及び社会教育主事、同和教育課の指導主査、指導係長及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事、<u>体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並びに福利課の健康管理主事</u></p> |

(5)～(11) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 日野総合事務所の局長及び課長

(2) 皆生小児療育センターの院長、副院長、医長、副医長及び医師

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

(6) 境港水産事務所の技幹、副主幹(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)
及び衛生技師

3 略

(5)～(11) 略

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 皆生小児療育センターの院長、医長、副医長及び医師

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)～(5) 略

3 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。）を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表（1）級別標準職務表 | | 別表第3の4（第2条の2関係） 教育職給料表（1）級別標準職務表 | |
| 職務の級 | 標準的な職務 | 職務の級 | 標準的な職務 |
| 略 | | 略 | |
| 2 級 | (1) 略 (2) 本庁の主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (3)～(13) 略 | 2 級 | (1) 略 (2) 本庁の主幹又は副主幹の職務 (3)～(13) 略 |
| 3 級 | (1) 略 (2) 本庁の困難な業務を処理する主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (3)～(13) 略 | 3 級 | (1) 略 (2) 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 (3)～(13) 略 |
| 略 | | 略 | |
| 別表第3の5（第2条の2関係） 教育職給料表（2）級別標準職務表 | | 別表第3の5（第2条の2関係） 教育職給料表（2）級別標準職務表 | |

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|---|
| 略 | |
| 2 級 | (1)及び(2) 略 (3) 本庁の主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (4)～(11) 略 |
| 3 級 | (1)及び(2) 略 (3) 本庁の困難な業務を処理する主幹、 <u>係長</u> 又は副主幹の職務 (4)～(11) 略 |
| 略 | |

別表第3の7 (第2条の2関係)

医療職給料表(1) 級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|---|
| 略 | |
| 2 級 | (1) <u>日野総合事務所の課長の職務</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 |
| 3 級 | (1) <u>日野総合事務所の局長又は困難な業務を処理する課長の職務</u> (2) <u>皆生小児療育センターの院長、副院長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 |
| 略 | |

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|---|
| 略 | |
| 2 級 | (1)及び(2) 略 (3) 本庁の主幹又は副主幹の職務 (4)～(11) 略 |
| 3 級 | (1)及び(2) 略 (3) 本庁の困難な業務を処理する主幹又は副主幹の職務 (4)～(11) 略 |
| 略 | |

別表第3の7 (第2条の2関係)

医療職給料表(1) 級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|---|
| 略 | |
| 2 級 | (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 |
| 3 級 | (1) <u>皆生小児療育センターの院長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 |
| 略 | |

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2) 級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|-----------------------------------|
| 略 | |
| 3 級 | (1)~(3) 略 (4) 副主幹の職務 |
| 4 級 | (1)~(3) 略 (4) 相当困難な業務を行う副主幹の職務 |
| 5 級 | (1)~(3) 略 (4) 困難な業務を行う副主幹の職務 |
| 略 | |

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2) 級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|-----------|
| 略 | |
| 3 級 | (1)~(3) 略 |
| 4 級 | (1)~(3) 略 |
| 5 級 | (1)~(3) 略 |
| 略 | |

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該

改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|----|--------------------|----|----|
| 別表（第2条、第3条関係） | | | 別表（第2条、第3条関係） | | |
| 組織 | 職 | 区分 | 組織 | 職 | 区分 |
| 知事の事務部局 本庁 | 略 | | 略 | | |
| | 次長 <u>（国民文化祭推進局の次長を除く。）</u> | 2種 | 次長 | 2種 | |
| | 副出納長 | | 副出納長 | | |
| | 局長 | | 局長 | | |
| 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） | 県民室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会が承認したものに限る。） | | | | |
| | 参事監 | | 参事監 | | |
| | 防災監 | | 防災監 | | |
| | <u>行政監察監</u> | | | | |
| | 課長 | 3種 | 課長 | 3種 | |
| | 県民室の室長 | | 県民室の室長 | | |
| | 工事検査室の室長 | | <u>国民文化祭推進室の室長</u> | | |
| | 国民文化祭推進局の次長 | | <u>防災危機管理室の室長</u> | | |
| | 福利厚生室の室長 | | 工事検査室の室長 | | |
| | 分権推進室の室長 | | <u>行政体制整備室の室長</u> | | |
| | 国内交流推進室の室長 | 4種 | 分権推進室の室長 | 4種 | |
| | | | 国内交流推進室の室長 | | |
| | | | | | |

| | | | |
|--------------|-------|--|----|
| | | 人権施策推進室の室長 <u>過疎・中山間地域振興室の室長</u> <u>企画戦略室の室長</u> 介護保険室の室長 経済政策室の室長 企業立地推進室の室長 <u>自然エネルギー開発推進室の室長</u> 雇用政策室の室長 団体検査室の室長 <u>地産地消推進室の室長</u> 専門技術員室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 <u>企画技術室の室長</u> <u>土木防災室の室長</u> 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 下水道室の室長 営繕企画室の室長 指導検査室の室長 | |
| | | 略 | |
| 地方 機 関 | 東京事務所 | 略 | |
| | | 副所長 | 3種 |
| | 大阪事務所 | 略 | |
| | | 略 | |
| | | 人権施策推進室の室長 介護保険室の室長 <u>環境計画室の室長</u> <u>県民活動推進室の室長</u> 経済政策室の室長 企業立地推進室の室長 <u>観光宣伝室の室長</u> 雇用政策室の室長 団体検査室の室長 専門技術員室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 <u>企画室の室長</u> 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 下水道室の室長 営繕企画室の室長 | |
| | | 略 | |
| 地方 機 関 | 東京事務所 | 略 | |
| | | 次長 | 3種 |
| | 大阪事務所 | 略 | |
| | | 略 | |

| | | |
|------------|-----------------------------------|----|
| | 次長 | 3種 |
| 日野総合事務所 | 所長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 1種 |
| | 所長 局長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 2種 |
| | 副局長 (人事委員会が承認したものに限る。) | |
| | 局長 副局長 課長 農業改良普及所の所長 | 3種 |
| | 略 | |
| 県税事務所 | 略 | 略 |
| | 所長 課長 | 3種 |
| | 略 | |
| 工事検査出張所 | 所長 | 4種 |
| | 検査専門員 | 5種 |
| 略 | | |
| 健康福祉センター | 略 | 略 |
| | 室長 部長 課長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 3種 |
| | 略 | |
| | 略 | |
| 皆成学園 | 園長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 2種 |
| | 園長 | 3種 |
| 略 | | |
| 皆生小児療育センター | 略 | |
| | 事務長 | 3種 |

| | | |
|------------|----------|----|
| | 次長 | 3種 |
| 略 | | |
| 県税事務所 | 略 | 略 |
| | 所長 課長 | 3種 |
| | 略 | |
| 略 | | |
| 健康福祉センター | 略 | 略 |
| | 室長 部長 | 3種 |
| | 略 | |
| 略 | | |
| 皆成学園 | 園長 | 3種 |
| 略 | | |
| 皆生小児療育センター | 略 | |
| | 事務長 | 3種 |

| | | |
|------------|---|----|
| | 副院長 | |
| | 略 | |
| 保育専門学院 | 院長 次長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 3種 |
| 保健所 | 略 | |
| | 所長 課長 (保健所支所の課長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。) | 3種 |
| 倉吉総合看護専門学校 | 次長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 3種 |
| 精神保健福祉センター | 略 | 略 |
| | 所長 次長 (人事委員会が承認したものに限る。) | 3種 |
| 男女共同参画センター | 事務局長 | 3種 |
| 略 | | |
| 消費生活センター | 所長 | 3種 |
| 略 | | |
| 地方農林振興局 | 略 | 略 |
| | 局長 | 3種 |
| | 副局長 | |
| | 課長 | |
| | 所長 | |
| 室長 | | |

| | | |
|------------|-------------------------|----|
| | 略 | |
| 保育専門学院 | 院長 | 3種 |
| 保健所 | 略 | |
| | 所長 課長 (保健所支所の課長を除く。) | 3種 |
| 精神保健福祉センター | 略 | 略 |
| | 所長 次長 | 3種 |
| 略 | | |
| 消費生活センター | 所長 | 3種 |
| 消防学校 | 校長 | 3種 |
| 略 | | |
| 地方農林振興局 | 略 | 略 |
| | 局長 | 3種 |
| | 副局長 | |
| | 課長 | |
| | 部長 | |
| 室長 | | |

| | | | | | | | |
|----------------|-------------|-----------------------|--------------------|-----|-----|-----|--|
| | | 略 | | | | 略 | |
| | | 旧中部ダム予 | 略 | | | 略 | |
| | | 定地域振興倉 | 副所長 | | | 3 種 | |
| | | 吉事務所 | 課長 | | | | |
| | | 消防学校 | 校長 | | | 3 種 | |
| 略 | | | | | | | |
| 教育委員会事務局及び教育機関 | 教育委員会事務局 | 本 庁 | 略 | | | | |
| | | | 教育企画室の室長 | | 4 種 | | |
| | | | 障害児教育室の室長 | | | | |
| | | | 高校改革推進室の室長 | | | | |
| | | | 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長 | | | | |
| | 美術館整備調査室の室長 | | | | | | |
| 略 | | | | | | | |
| 教育事務所 | | 所長 (人事委員会が承認したものに限る。) | | | 2 種 | | |
| | | 所長 | | | 3 種 | | |
| 略 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | |
| 警察 | 警察本部 | 部長 | | 2 種 | | | |
| | | 参事官 | | | | | |
| | | 首席監察官 | | | | | |
| 略 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------------|----------|--------|--------------|-----|-----|-----|--|
| | | 略 | | | | 略 | |
| | | 旧中部ダム予 | 略 | | | 略 | |
| | | 定地域振興倉 | 副所長 | | | 3 種 | |
| | | 吉事務所 | 課長 | | | | |
| 略 | | | | | | | |
| 教育委員会事務局及び教育機関 | 教育委員会事務局 | 本 庁 | 略 | | | | |
| | | | 障害児教育室の室長 | | 4 種 | | |
| | | | 高校改革推進室の室長 | | | | |
| | | | 妻木晩田遺跡整備室の室長 | | | | |
| | | | 美術館開設準備室の室長 | | | | |
| | 略 | | | | | | |
| 教育事務所 | | 所長 | | | 3 種 | | |
| 略 | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | |
| 警察 | 警察本部 | 部長 | | 2 種 | | | |
| | | 参事官 | | | | | |
| | | 略 | | | | | |
| 略 | | | | | | | |

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------------------|--------|--|-------------------------|--------|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 機 関 | 職 員 | | 機 関 | 職 員 | |
| 略 | | | 略 | | |
| 知事 の 事務 部 局 | 本 庁 | <u>部長 理事監 次長 参事監 防災監 局長 行政監察監 課長</u> 室長（消防課無線室の室長を除く。） 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主任監察員 財政課主計員 管財課管理係長 職員課 人事係長 職員課給与係長 監察員 職員課行政管理係長 副主幹 （職員課福利厚生室の副主幹に限る。） 水産課取締船長 職員課人 事係係員（企画に関する事務を行う係員に限る。） 職員課給与係 係員（企画に関する事務を行う係員に限る。） <u>職員課行政管理係係</u> <u>員（企画に関する事務を行う係員に限る。）</u> | 知事 の 事務 部 局 | 本 庁 | 部長 理事監 次長 参事監 防災監 <u>水産振興局長 課長 室長</u> （消防課無線室の室長を除く。） 参事 秘書 医長 課長補佐（ <u>総務</u> <u>課の知事及び副知事の秘書に関する事務を行う課長補佐を含む。）</u> 室長補佐（ <u>職員課行政体制整備室の室長補佐を含む。）</u> 財政課主 計員 <u>総務課法制係長 総務課秘書第一係長 総務課秘書第二係長</u> <u>管財課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長 職員課福利</u> <u>厚生係長 水産課取締船長 職員課人事係係員（企画に関する事務</u> <u>を行う係員に限る。） 職員課給与係係員（企画に関する事務を行う</u> |

| | |
|------------------|------------------------------|
| | |
| 東京事務所 | 所長 副所長 |
| 大阪事務所 | 所長 次長 課長 |
| 日野総合事務所 | 所長 局長 副局長 課長 農業改良普及所長 |
| 略 | |
| 県税事務所 | 所長 課長 |
| 工事検査出張所 | 所長 |
| 略 | |
| 皆生小児療育センター | 院長 副院長 事務長 総婦長 |
| 略 | |
| 衛生研究所 | 所長 次長 総務課長 |
| 男女共同参画センター | 事務局長 |
| 略 | |
| 地方農林振興局 | 局長 副局長 課長 農業改良普及所長 大規模基盤整備室長 |
| 略 | |
| 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 | 所長 副所長 課長 |
| 消防学校 | 校長 |
| 略 | |

| | |
|------------------|--|
| | 係員に限る。) 職員課行政体制整備室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) |
| 東京事務所 | 所長 次長 課長 |
| 大阪事務所 | 所長 次長 課長 |
| 略 | |
| 県税事務所 | 所長 課長 |
| 略 | |
| 皆生小児療育センター | 院長 事務長 総婦長 |
| 略 | |
| 衛生研究所 | 所長 次長 総務課長 |
| 消防学校 | 校長 |
| 略 | |
| 地方農林振興局 | 局長 副局長 課長 農業改良普及部長 国営事業推進室長 |
| 略 | |
| 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 | 所長 副所長 課長 |
| 略 | |

| | | |
|-----------|--|---|
| 教育委員会事務局等 | 教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 総務福利課人事文書係長 総務福利課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事奨学係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 総務福利課人事文書係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 総務福利課教育企画室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課給与係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課管理係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課障害児教育室室員 (人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課学事奨学係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 高等学校課管理係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) | 教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 総務課人事文書係長 総務課企画調整係長 小中学校課学事係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 小中学校課障害児教育係長 高等学校課企画係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 総務課人事文書係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課給与係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課管理係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課障害児教育室室員 (人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課企画係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 高等学校課管理係員 (人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) |
| | 略 | 略 |
| | 略 | 略 |
| 備考 | 1 及び 2 略 3 この表中「参事」とは、参事のうち管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）第2条に規定する職を占める参事をいう。 4 略 5 この表の知事の事務局の大阪事務所の項中「課長」とは、課長のうち庶務に関する事務を行う課長をいう。 | 備考 1 及び 2 略 3 この表中「参事」とは、参事のうち管理職手当に関する規則（昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号）第2条に規定する職を占める参事をいう。 4 略 5 この表の知事の事務局の東京事務所の項及び大阪事務所の項中「課長」とは、課長のうち庶務に関する事務を行う課長をいう。 |

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下線が引かれた別表及び様式並びにこれらの細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式並びにこれらの細目の表示に下線が引かれた別表及び様式並びにこれらの細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等（以下「削除別表等」という。）を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条、様式及び別表並びにこれらの細目の表示並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条、様式及び別表並びにこれらの細目の表示並びに追加別表等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(<u>帰住に係る旅費を支給する職員等</u>)</p> <p>第4条の2 <u>条例第3条第2項第2号の2の人事委員会規則で定める職員は、次のいずれにも該当する者又はこれに類する者として人事委員会が承認した者とする。</u></p> <p>(1) <u>退職の日に鳥取県外に所在する勤務公署に勤務していた者</u></p> <p>(2) <u>帰住に係る退職が職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)第2条の規定による定年による退職又は勸奨による退職である者</u></p> <p>(3) <u>帰住地が鳥取県内にある者</u></p> <p>2 <u>条例第3条第2項第2号の2の人事委員会規則で定める期間は、退職の日の翌日から起算して1月とする。</u></p> <p>(路程の計算)</p> <p>第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>陸路 県内については実際の路程、県外については郵政事業庁の調べに係る郵便線路図に掲げる路程(公用の自動車による旅行又は第14条の規定が適用される旅行(以下「公用車等による旅行」という。))の場合は、人事委員会が別に定める路程)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、県内については出発箇所又は目的箇所を、県外については郵便線路図に掲げる各市町村(都については各特別区)内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いもの(公用車等による旅行の場合は、出発箇所又は目的箇所)を起点とする。</u></p> | <p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(路程の計算)</p> <p>第9条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>陸路 県内については人事委員会が別に定める県内陸路^{きろ}程図に掲げる路程、県外については郵政事業庁の調べに係る郵便線路図に掲げる路程</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、県内については県内陸路程図に掲げる各市町村内における基点、県外については郵便線路図に掲げる各市町村(都については各特別区)内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</u></p> |

4～6 略

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 略

4～6 略

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかった場合の取扱い)

第13条 略

(日額旅費を支給する旅行等)第14条 条例第24条第1項の人事委員会規則で定める日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第3の左欄の勤務箇所に勤務する職員が、当該中欄に掲げる業務のため、それぞれ当該右欄に掲げる支給対象地域内とする旅行
- (2) 期間が7日以上にわたる講習、研修等を受ける職員が、当該講習、研修等を受けるためにする旅行のうち講習、研修等の初日から起算して7日以後の期間に対応する分(最後に宿泊した用務地を出発する日以後の期間に対応する分を除く。)

第15条 条例第24条第2項の人事委員会規則で定める日額旅費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第24条第1項第1号に該当する旅行又は同項第3号に該当する旅行(次号に掲げるものを除く。)をする場合の額は、次の区分による額に交通機関の利用について要した運賃等の実費の額を加えて得た額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第1号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

ア 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合 日額660円イ 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合 日額990円ウ 在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が25キロメートル以上50キロメートル未満の場合 日額1,485円エ 在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が50キロメートル以上の場合 日額

1,980円

(2) 条例第24条第1項第3号に該当し、公用航空機の操縦又は整備の業（公用航空機に搭乗して行うものに限る。）のため旅行する場合の額は、次の区分による額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第1号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

ア 旅行が行程8キロメートル以上100キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合 日額660円

イ 旅行が行程100キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合 日額990円

(3) 条例第24条第1項第2号に該当し、宿泊を要しない旅行をする場合の額は、次の区分による額に条例第6条の規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額又は条例第31条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加えて得た額とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、その額に条例別表第1号に定める宿泊料の定額の範囲内で実費の宿泊料の額を加えて得た額とする。

ア 旅行が在勤地内の場合 日額560円

イ 旅行が在勤地以外の地にわたる場合 日額840円

(4) 条例第24条第1項第2号に該当し、宿泊を要する旅行をする場合の額は、次の区分による額（当該旅行に特別の事情がある場合には、人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める額）に条例第6条の規定による鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額又は条例第31条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額を加えて得た額とする。

ア 公用の宿泊施設に宿泊する場合 日額2,080円

イ 下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合 日額3,260円

ウ ア及びイ以外の宿泊施設に宿泊する場合 日額5,910円

2 条例第24条第1項第1号又は第3号に該当する旅行について支給する日額旅費は、1箇月分を取りまとめ、支給するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、

この限りでない。

3 日額旅費の支給方法は、前項に規定するもののほか、条例第6条第1項に規定する旅費の支給方法の例による。

(在勤地内旅行の日当の額)

第16条 条例第25条第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、条例別表第1号に定める日当の定額の3分の1に相当する額

(2) 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合には、条例別表第1号に定める日当の定額の2分の1に相当する額

(定額による車賃が支給される旅行等)

第14条 条例第17条第1項第1号の人事委員会規則で定める旅行は、私有自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のうち公用の自動車以外のもので職員が使用するものをいう。以下同じ。）を利用して行う旅行で、任命権者が特に私有自動車等により旅行を行う必要があると認めたものとする。

2 条例第17号第1項第1号の人事委員会規則で定める1キロメートル当たりの定額は、16円とする。

(旅行手当を支給する旅行等)

第15条 略

第16条 条例第30条第2項の規定による旅行手当の額は、定係港（当該船舶が通常停泊

(旅行手当を支給する旅行等)

第17条 略

第18条 条例第30条第2項の規定による旅行手当の額は、定係港(当該船舶が通常停泊

し、又は係留すべきものと任命権者が指定した港をいう。以下同じ。)を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の表の目的地(目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第1区における1日の航海時間が通算5時間未満の場合には、その定額の5分の3に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てる。)とし、目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合には、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額とする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

2～4 略

(移転料に係る路程計算)

第17条 条例別表第2号の規定を適用する場合における路程の計算は、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(旅費の調整基準)

第18条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第4のとおりとする。

別表第2 (第10条関係)

| 旅 費 の 種 類 | 書 類 | |
|-----------|-------|------|
| | 旅費請求書 | 添付書類 |
| 略 | | |

し、又は係留すべきものと任命権者が指定した港をいう。以下同じ。)を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の表の目的地(目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、別表第4に定めるとおりとする。ただし、第1区における1日の航海時間が通算5時間未満の場合には、その定額の5分の3に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てる。)とし、目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合には、最後に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額とする。

| |
|---|
| 略 |
|---|

2～4 略

(旅費の調整基準)

第19条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第5のとおりとする。

別表第2 (第10条関係)

| 旅 費 の 種 類 | 書 類 | |
|-----------|-------|------|
| | 旅費請求書 | 添付書類 |
| 略 | | |

| | | |
|--------------------------|-------------------|--|
| 条例第23条に規定する扶養親族移転料 | 様式第2号 | 扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類 |
| 略 | | |
| その他の旅費 | 条例第19条第2項に規定する宿泊料 | 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類 |
| | 略 | 略 |
| 条例第26条第1号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃 | 略 | 略 |
| 条例第27条第1項に規定する旅費 | " | 旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類 |
| 条例第27条第2項に規定する旅費 | " | 第4条の2第2項に定める期間内に帰住したことを証明する書類 |
| 略 | | |

備考 略

| | | |
|--|--|--|
| 条例第23条に規定する扶養親族移転料 | 様式第2号 | 扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類 |
| 条例第24条に規定する日額旅費又は条例第25条に規定する在勤地内旅行の旅費（移転料を除く。） | 様式第5号 | 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、それを証明する書類及びその支払を証明するに足る書類 |
| 略 | | |
| その他の旅費 | 条例第17条第1項ただし書に規定する車賃 | 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類 |
| | 条例第18条第2項の規定による場合における日当又は条例第19条第2項に規定する宿泊料 | 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類 |
| 略 | | |
| 条例第26条第1項第2号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃 | 略 | 略 |
| 条例第27条に規定する旅費 | " | 旅行中に退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類 |
| 略 | | |

備考 略

別表第3 (第14条関係)

| | 勤務箇所 | 業務 | 支給対象地域 |
|-----------------------------|----------------------|--|----------------------|
| 知事 の 事 務 部 局 | 県民局 | 情報収集、調査、労働教育又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 東京事務所 | 連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、工場誘致又は公用自動車の運転 | 東京都の特別区の区域 |
| | 大阪事務所 | 連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、あつ旋、物産展示販売、工場誘致又は公用自動車の運転 | 大阪市の区域 |
| | 保健所 | 監視、取締、予防、指導、検査、放射線照射、保健指導又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 地方農林振興局(農業改良普及部を除く。) | 調査、指導、測量、監視、監督、検査、工事の施行又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 地方農林振興局 農業改良普及部 | 普及指導又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 病虫害防除所 | 病虫害防除又は公用自動車の運転 | 任命権者が人事委員会と協議して定める区域 |
| | 家畜保健衛生所 | 家畜伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 大山農地開発局 | 用地等の取得、調査、指導、測量、監督、検査、工事の施行又は公用自動車の運転 | 米子市、西伯郡及び日野郡の区域 |

| | | | |
|-------------|-------------------------------|---|----------------------|
| | 土 木 事 務 所 | 調査、設計、工事の施行、指導、監督、検査、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| | 姫路鳥取線用地事務所 | 用地等の取得、地上物件の移転、調査、測量、登記又は公用自動車の運転 | 鳥取市及び八頭郡の区域 |
| | 鳥 取 港 湾 事 務 所 | 調査、設計、工事の施行、監督、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記、巡察又は公用自動車の運転 | 鳥取市及び岩美郡の区域 |
| | そ の 他 の 機 関 | 公用自動車の運転 | 人事委員会が別に定める区域 |
| 教育委員会の事務部局等 | 高 等 学 校 | 定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転 | 通学区域 |
| | そ の 他 の 機 関 | 公用自動車の運転 | 人事委員会が別に定める区域 |
| 警察の事務部局等 | 地 域 課 航 空 隊 | 公用航空機の操縦又は整備（公用航空機に搭乗して行うものに限る。） | 鳥取県の区域 |
| | 地 域 課 鉄 道 警 察 隊 | 鉄道施設内における警ら、警戒又は列車警乗 | 任命権者が人事委員会と協議して定める区域 |
| | 運 転 免 許 課 自 動 車 運 転 免 許 試 験 場 | 路上試験又は公用自動車の運転 | 人事委員会が別に定める区域 |

| | | |
|-----------|--|----------------------|
| 交通機動隊 | 機動交通指導取締り又は公用自動車の運転 | 任命権者が人事委員会と協議して定める区域 |
| 高速道路交通警察隊 | 高速道路における交通指導、交通取締り、交通事故の捜査若しくは処理、事件の捜査若しくは処理又は公用自動車の運転 | 任命権者が人事委員会と協議して定める区域 |
| 警察署 | 地域警察勤務、地域警察勤務の監督、犯罪捜査、警備調査、犯罪調査、交通取締り又は公用自動車の運転 | 管轄区域 |
| その他の機関 | 公用自動車の運転 | 人事委員会が別に定める区域 |
| その他の事務部局 | 公用自動車の運転 | 人事委員会が別に定める区域 |

別表第4 (第18条関係) 略

別表第5 (第19条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

- (1) 略
- (2) 職員が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行したため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を必要としなかった場合には、当該必要としなかった旅費の全額を支給しないものとする。
- (3) 職員が公用の自動車により在勤地以外の地域で陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第1号の日当の定額の4分の1に相

別表第3 (第16条関係) 略

別表第4 (第18条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

- (1) 略
- (2) 職員が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行し、又は私有自動車等に同乗して旅行したため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を必要としなかった場合には、当該必要としなかった旅費の全額を支給しないものとする。
- (3) 職員が公用の自動車又は私有自動車等を利用して用務地が県外である旅行(第17号に該当する旅行を除き、私有自動車等を利用した旅行にあっては、当該私有自

動車等に同乗する者（以下「同乗者」という。）に係る旅行に限る。）をした場合において、当該旅行が次のいずれかに該当するときには、日当の一部を支給しないものとし、当該支給しない額は、それぞれに定めるとおりとする。

ア 陸路25キロメートル未満の旅行 条例別表第1号の日当の定額の2分の1に相当する額

イ 陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の旅行 条例別表第1号の日当の定額の4分の1に相当する額

(4) 職員が公用の航空機により用務地が県外である行程100キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第1号の日当の定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5)～(12) 略

(13) 定期乗車券を利用して通勤している職員が行う旅行の経路に当該定期乗車券が利用できる区間が含まれており、かつ、当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金（以下この号において「旅客運賃等」という。）が条例に定める鉄道賃又は車賃に満たない場合には、条例に定める鉄道賃又は車賃と当該定期乗車券を利用した場合の旅客運賃等との差額を支給しないものとする。

(14) 職員が私有自動車等を利用して県外における旅行をした場合には、条例第17条第2号の規定により得られる車賃の額と第14条第2項で定める1キロメートル当たりの定額により算出した額との差額を支給しないものとする。

(15) 職員が県内及び県外をその経路としてバスを利用した県外における旅行をした場合において、条例第17条の規定により得られる車賃に当該バスの旅客運賃が満たない場合には、当該車賃と当該旅客運賃との差額を支給しないものとする。

(16) 条例第23条第1項第1号及び第2号の規定による扶養親族移転料のうち、6歳以上12歳未満の者に対する航空賃の額については、同項第1号イの規定により得られる額に現に支払った金額が満たない場合には、当該条例の規定により得られる航空賃の額と現に支払った額との差額を支給しないものとする。

当する額を支給しないものとする。

(4) 職員が公用の航空機により在勤地以外の地域で行程100キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第1号の日当の定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5)～(12) 略

(17) 職員が県外において在勤庁から半径4キロメートル以内の旅行をした場合には、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と同一地域内での旅行のために要した旅客運賃の額（私有自動車等を利用した旅行（同乗者に係る旅行を除く。）にあっては、同一地域内での行程に第14条第2項で定める1キロメートル当たりの定額を乗じて得た額）との差額を支給しないものとする。

(18) 職員が用務地が県内である県外における旅行（前号に該当する旅行を除く。）をした場合には、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と条例第24条第1項の規定により得られる旅行雑費（以下「県内旅行雑費」という。）の額との差額を支給しないものとする。

(19) 警察本部地域課鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊の職員が行う県外の地域における旅行であって、県内における旅行に相当する旅行として警察本部長の申請に基づき人事委員会が別に定めるものについては、条例第18条第1項の規定により得られる日当の額と県内旅行雑費の額との差額を支給しないものとする。

(20) 職員が主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている旅行をする場合であって、当該宿泊施設の宿泊料金が条例第19条の規定により得られる宿泊料の額に満たないときは、当該宿泊料の額と当該宿泊施設の宿泊料金との差額を支給しないものとする。

(21) 職員が長期間にわたる研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行（県内における旅行であって宿泊を伴わないもの及び県外における在勤庁から4キロメートル以内における旅行であって宿泊を伴わないものを除く。）をした場合には、旅行雑費、日当及び宿泊料について、条例で定めるそれぞれの額と任命権者の申請に基づき人事委員会が別に定める額との差額を支給しないものとする。

(22) 略

第2条 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準

(1) 略

(2) 条例第23条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額を支給するものとする。

(3) 職員が県内及び県外をその経路としてバスを利用して県外における旅行をした場合において、条例第17条の規定により得られる車賃を当該バスの旅客運賃が超え

(13) 略

第2条 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準

(1) 略

(2) 条例第23条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、6歳未満の者に対する航空賃の額については、その移転の際における職員相当の航空賃の額の2分の1に相当する額を支給するものとする。

る場合には、当該旅客運賃に相当する額の車賃を支給するものとする。

(4) 職員が次に掲げる旅行をする場合において、当該旅行に係る宿泊料金が条例第19条の規定により得られる宿泊料の額を超える宿泊施設を利用する場合であって、任命権者が特に必要があると認めるときは、当該条例の規定により得られる宿泊料の額を超える額であって任命権者が必要であると認める額の宿泊料を支給するものとする。

ア 主催者等により宿泊施設があらかじめ指定されている旅行

イ 公務上の必要により宿泊施設又は宿泊区域が限定される旅行であって、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

ウ 外国旅行であって、旅行先の国内事情により、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

エ 旅行の直前に命令された旅行又は急な命令の変更がなされた旅行であって、宿泊施設の確保が困難であるため、宿泊料金の高い宿泊施設を利用することがやむを得ないと認められるもの

(5) 職員が赴任又は帰住をする場合において、条例第21条の規定により得られる移転料の額を移転のために現に支払った額を超える場合であって、やむを得ない事情があると任命権者が認めるときは、同条の規定により得られる移転料の額の2分の3の額を限度として、現に支払った額に相当する額の移転料を支給するものとする。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例の規定による旅費の額を超える額の旅費を支給することができるものとする。

第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準

次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

ア及びイ 略

ウ 日当、宿泊料、支度料及び旅行手当 条例別表第1号に定める日当及び宿泊料、条例に定める支度料並びに別表第3に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められる場合には、人事委員会の承認を得て、条例の規定による旅費の額を超える額の旅費を支給することができるものとする。

第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準

次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

ア及びイ 略

ウ 日当、宿泊料、支度料及び旅行手当 条例別表第1号に定める日当及び宿泊料、条例に定める支度料並びに別表第4に定める旅行手当のそれぞれの定額の2分の1に相当する額

様式第1号

施行命令簿

No. _____

| 所属部局課 | | 住 所 (又は居所) | | 職 務 の 級 及 び 号 給 | | 年 月 日 級 号 給 | | | |
|-----------|-----|---------------|--------------------|-------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 職 名 | 氏 名 | | | | | | | | |
| 発 令 年 月 日 | 用 務 | 用 務 先 | 旅 行 期 間 | 旅 行 命 令 権 者 の 認 印 | 旅 行 者 の 認 印 | 支 払 担 当 者 の 認 印 | 概 算 払 年 月 日 金 額 | 精 算 払 年 月 日 金 額 | 備 考 |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |

備考 略

様式第2号

旅費概算請求書

| 様 請 求 者 | | 所 属 部 局 課 | | 職 務 の 級 及 び 号 給 | | 氏 名 | | 施 行 命 令 権 者 印 | | | |
|----------------------------------|------------------|-----------|-------|-----------------|---------------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|----|
| | | | | | | | | | | | |
| 概 算 額 | | 精 算 額 | | 追 給 額 | | 返 納 額 | | | | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | |
| 年 月 日 | 出 発 地 | 経 路 | 到 着 地 | 宿 泊 地 | 鉄 道 費 | 船 費 | 車 賃 | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 | 宿 泊 料 | 食 卓 料 | 計 |
| | | | | | 運賃 急行料金 特別車 両料金 その他 | 運賃 特別船 室料金 寝台 料金 その他 | 航空 賃 | 定額 実費 日数 | 定額 夜数 | 定額 夜数 | 定額 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | | | | | | | | |
| 移 転 料 | | 路 程 定 額 | | 既 給 額 | | 差 引 額 | | 着 後 手 当 | | 計 | |
| キロメートル | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 扶 移 費 親 族 料 | 区 分 | 人 員 | 鉄 道 費 | 船 費 | 航空 費 | 車 賃 | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 | 宿 泊 料 | 食 卓 料 | 着 後 手 当 | 計 |
| | 12 歳 以 上 | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 6 才 以 上 12 歳 未 満 | | | | | | | | | | |
| | 6 歳 未 満 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | |
| 様 | | 氏 名 | | 年 月 日 | | 備 考 | | | | | |

備考 略

様式第1号

施行命令簿

No. _____

| 所属部局課 | | 住 所 (又は居所) | | 職 務 の 級 及 び 号 給 | | 年 月 日 級 号 給 | | | |
|-----------|-----|---------------|--------------------|-------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 職 名 | 氏 名 | | | | | | | | |
| 発 令 年 月 日 | 用 務 | 用 務 先 | 旅 行 期 間 | 旅 行 命 令 権 者 の 認 印 | 旅 行 者 の 認 印 | 支 払 担 当 者 の 認 印 | 概 算 払 年 月 日 金 額 | 精 算 払 年 月 日 金 額 | 備 考 |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |
| | | | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 | | | | | |

備考 略

様式第2号

旅費概算請求書

| 様 請 求 者 | | 所 属 部 局 課 | | 職 務 の 級 及 び 号 給 | | 氏 名 | | 施 行 命 令 権 者 印 | | | |
|----------------------------------|------------------|-----------|-------|-----------------|---------------------------------|-------------------------------------|---------|----------------|----------|----------|----|
| | | | | | | | | | | | |
| 概 算 額 | | 精 算 額 | | 追 給 額 | | 返 納 額 | | | | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | |
| 年 月 日 | 出 発 地 | 経 路 | 到 着 地 | 宿 泊 地 | 鉄 道 費 | 船 費 | 車 賃 | 日 当 | 宿 泊 料 | 食 卓 料 | 計 |
| | | | | | 運賃 急行料金 特別車 両料金 その他 | 運賃 特別船 室料金 寝台 料金 その他 | 航空 賃 | 定額 実費 日数 | 定額 夜数 | 定額 夜数 | 定額 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | | | | | | | | |
| 移 転 料 | | 路 程 定 額 | | 既 給 額 | | 差 引 額 | | 着 後 手 当 | | 計 | |
| キロメートル | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 扶 移 費 親 族 料 | 区 分 | 人 員 | 鉄 道 費 | 船 費 | 航空 費 | 車 賃 | 日 当 | 宿 泊 料 | 食 卓 料 | 着 後 手 当 | 計 |
| | 12 歳 以 上 | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 6 才 以 上 12 歳 未 満 | | | | | | | | | | |
| | 6 歳 未 満 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | | |
| 様 | | 氏 名 | | 年 月 日 | | 備 考 | | | | | |

備考 略

様式第4号

旅 費 請 求 書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-----|----|---------|-----|--------------------|----------|-------------------|----|-------------------|-----------|------------|------------|----------|----|-------|----|-------|----|----|
| 様 | | 請求者 | | 所属部局課 | | 職 名 | | 職務の級 及 び 号 給 | | 氏 名 | | 旅行命令権者印 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 級 号 給 | | ④ | | | | | | | | | | |
| 請求額 | | 円 | | 算 出 根 拠 | | 喪失以後の旅行に 必要な旅費額 | | 喪失を免れた旅費額 | | 差 引 額 | | 喪失事由 | | | | | | | | |
| | | | | | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | |
| 喪失以後の旅行に 必要な旅費 | 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄 道 費 | | 船 費 | | 航空 費 | | 車 賃 | | 日当及び旅行雑費 | | 宿 泊 料 | | 食 卓 料 | | |
| | | | | | | 運賃 | 急行 料金 | 特別車 両料金 その他 | 運賃 | 特別船 室料金 その他 | 料金 その他 | 航空 費 | 定額 | 実費 額 | 日数 | 定額 | 夜数 | 定額 | 夜数 | 定額 |
| | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | キロ メートル | 円 | 日 | 円 | 夜 | 円 | 夜 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | キロ メートル | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 氏 名 | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 様 | | | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |

備考 略

様式第4号

旅 費 請 求 書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-----|----|---------|-----|--------------------|----|-----------------|-------------------|------------|----|-------------------|-----------|---------|----|---------|----|-------|----|----|
| 様 | | 請求者 | | 所属部局課 | | 職 名 | | 職務の級 及 び 号 給 | | 氏 名 | | 旅行命令権者印 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 級 号 給 | | ④ | | | | | | | | | | |
| 請求額 | | 円 | | 算 出 根 拠 | | 喪失以後の旅行に 必要な旅費額 | | 喪失を免れた旅費額 | | 差 引 額 | | 喪失事由 | | | | | | | | |
| | | | | | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | |
| 喪失以後の旅行に 必要な旅費 | 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄 道 費 | | 船 費 | | 航空 費 | | 車 賃 | | 日 当 | | 宿 泊 料 | | 食 卓 料 | | |
| | | | | | | 路程 | 運賃 | 急行 料金 | 特別車 両料金 その他 | 路程 | 運賃 | 特別船 室料金 その他 | 料金 その他 | 航空 費 | 定額 | 実費 額 | 日数 | 定額 | 夜数 | 定額 |
| | | | | | | キロ メートル | 円 | 円 | 円 | キロ メートル | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 日 | 円 | 夜 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | キロ メートル | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 氏 名 | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 様 | | | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |

備考 略

様式第5号

旅 費 概 算 払 請 求 書

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|----------|------------|------------------|------------|--------------------------|------------|---------------------------|-----|------------|-------|----|-------|--|
| 様 | | 請求者 | | 所属部局課 | | 職 名 | | 職務の級 及 び 号 給 | | 氏 名 | | 旅行命令権者印 | | | | |
| | | | | | | | | 級 号 給 | | ④ | | | | | | |
| 概 算 額 | | 精 算 額 | | 追 給 額 | | 返 納 額 | | | | | | | | | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 到着地 | 宿泊地 | 所要 時間 | 行程 | 日当又 は日額 旅費 | 鉄 道 費 | | 船 費 | | 車 賃 | | 宿 泊 料 | | そ の 他 | |
| | | | | 時間 | キロ メートル | 円 | 路程 | 運賃、特 別車料 金は実 費額 | 路程 | 運賃、特 別船室 料金は実 費額 | 定額 | 実費額 | 夜数 | 定額 | 円 | |
| | | | | | | | キロ メートル | 円 | キロ メートル | 円 | 円 | 円 | 夜 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | キロ メートル | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 円 | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 氏 名 | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | |
| 様 | | | | 年 月 日 | | 備考 | | | | | | | | | | |

備考 この様式は、使徒に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第5号 削除

様式第8号

その1

旅 費 概 算 払 算 請 求 書

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|-----------|-----------|--------------------------|---------|----------------------------|------------------------|-------------|-------------|---|
| 様 | | 請 求 者 | | 所 属 部 局 課 | 職 名 | 職 務 の 級 及 び 号 給 | 氏 名 | 旅 行 命 令 権 者 印 | | | | |
| | | | | | | 級 号 給 | Ⓜ | | | | | |
| 概 算 額 | | 精 算 額 | | 追 給 額 | | 返 納 額 | | | | | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄道費 運賃 | 船 費 特別車 両料金 その他 | 航空 賃 | 車 賃 定額 | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 実費額 | 宿 泊 料 日数 | 食 卓 料 定額 | 計 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 日 | 円 | 円 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 日 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | | | | | キ ロ メ ー ト ル | 円 | | | |
| 条 例 第 31 条 第 項 の 規 定 に よ る 増 減 額 | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 支 給 額 | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 年 月 日 | | 備 考 | | | | | | | | |
| 様 | | 氏 名 | | Ⓜ | | | | | | | | |

備考 略

その2

旅 費 概 算 払 算 請 求 書

(連名式)

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-----------|-----|-----------|----------------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|-------------|----|-----|
| 様 | | 概 算 額 合 計 | | 精 算 額 合 計 | | 追 給 額 合 計 | | 返 納 額 合 計 | | | |
| | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | |
| 概算額 | 精算額 | 追給額 | 返納額 | 請 求 者 | | 受領者氏名 | | 旅行命令権者印 | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 所属部局課 | 職 名 | 職務の級 及び号給 | 氏 名 | Ⓜ | Ⓜ | | |
| | | | | | | | | Ⓜ | Ⓜ | | |
| | | | | | | | | Ⓜ | Ⓜ | | |
| (各人共通計算内容) | | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 到着費 | 宿泊地 | 所用 時間 | 行程 | 日 当 又 は 日 額 旅 費 | 鉄 道 費 路 程 | 車 賃 運賃又は 実費額 | 宿 泊 料 夜数 | 定額 | 其 他 |
| | | | | | キ ロ メ ー ト ル | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 夜 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | 夜 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | | | | キ ロ メ ー ト ル | | | | |
| | | | | | | | 円 | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 年 月 日 | | 備 考 | | | | | | | |
| 様 | | 氏 名 | | Ⓜ | | | | | | | |

備考 この様式は、便徒に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第8号

その1

旅 費 概 算 払 算 請 求 書

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|-----------|-----------|--------------------------|---------|----------------------------|------------------------|-------------|-------------|---|
| 様 | | 請 求 者 | | 所 属 部 局 課 | 職 名 | 職 務 の 級 及 び 号 給 | 氏 名 | 旅 行 命 令 権 者 印 | | | | |
| | | | | | | 級 号 給 | Ⓜ | | | | | |
| 概 算 額 | | 精 算 額 | | 追 給 額 | | 返 納 額 | | | | | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄道費 運賃 | 船 費 特別車 両料金 その他 | 航空 賃 | 車 賃 定額 | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 実費額 | 宿 泊 料 日数 | 食 卓 料 定額 | 計 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 日 | 円 | 円 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 日 | 円 | 円 |
| 合 計 | | | | | | | | キ ロ メ ー ト ル | 円 | | | |
| 条 例 第 31 条 第 項 の 規 定 に よ る 増 減 額 | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 支 給 額 | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | 年 月 日 | | 備 考 | | | | | | | | |
| 様 | | 氏 名 | | Ⓜ | | | | | | | | |

備考 略

旅 費 概 算 払 算 請 求 書 (連名式)

その2

| 様 | | 概算額合計 | | 精算額合計 | | 追給額合計 | | 返納額合計 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|--------------------|-----|-------------------|-------------|------------|-----|-----------------|----|-------|----|-------|----|---|----|----|
| | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | | | |
| 概算額 | 精算額 | 追給額 | 返納額 | 請 求 者 | | | | 受領者氏名 | 旅行命令 権者印 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 所属部局課 | 職 名 | 職 務 の 級 及 び 号 給 | 氏 名 | 受領者氏名 | 旅行命令 権者印 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | | |
| (各人共通計算内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄 道 費 | | 船 費 | | 航空 賃 | 車 賃 | | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 | | 宿 泊 料 | | 食 卓 料 | | 計 | | |
| | | | | | 運賃 | 特別車 料金 その他 | 運賃 | 特別船 室料金 その他 | | 定額 | 実費 | 日数 | 定額 | 夜数 | 定額 | 夜数 | 定額 | | 夜数 | 定額 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | キロ メートル | 円 | 日 | 円 | 夜 | 円 | 夜 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | キロ メートル | | | | | | | | | | |
| 条例第31条第 項の規定による増減額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 支 給 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | 年 月 日 | 備 考 | | | | | | | | | |
| 様 氏 名 | | | | | | | | | | 印 | | | | | | | | | | |

備考 略

旅 費 概 算 払 算 請 求 書 (連名式)

その2

| 様 | | 概算額合計 | | 精算額合計 | | 追給額合計 | | 返納額合計 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|--------------------|-----|-------------------|-------------|------------|-----|-----------------|----|-------|----|-------|----|---|----|
| | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | | | | | | | | | | | |
| 概算額 | 精算額 | 追給額 | 返納額 | 請 求 者 | | | | 受領者氏名 | 旅行命令 権者印 | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 所属部局課 | 職 名 | 職 務 の 級 及 び 号 給 | 氏 名 | 受領者氏名 | 旅行命令 権者印 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 印 | 印 | | | | | | | | | | |
| (各人共通計算内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年月日 | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄 道 費 | | 船 費 | | 航空 賃 | 車 賃 | | 日 当 及 び 旅 行 雑 費 | | 宿 泊 料 | | 食 卓 料 | | 計 | |
| | | | | | 運賃 | 特別車 料金 その他 | 運賃 | 特別船 室料金 その他 | | 定額 | 実費 | 日数 | 定額 | 夜数 | 定額 | 夜数 | 定額 | | 夜数 |
| | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | キロ メートル | 円 | 日 | 円 | 夜 | 円 | 夜 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | キロ メートル | | | | | | | | | |
| 条例第31条第 項の規定による増減額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 支 給 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | 年 月 日 | 備 考 | | | | | | | | |
| 様 氏 名 | | | | | | | | | | 印 | | | | | | | | | |

備考 略

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則別表第4の第1の(16)並びに第2の(2)及び(5)の規定は、施行日以降に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存する旅行命令簿等の用紙については、当分の間、改正後の規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後

改正前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）

| 職務の級 組 織 | 改正後 | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-------|-------|-----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 11級 |
| 知 本 庁 | 主 事 | 主 事 | 主 事 | 係 長 | 係 長 | 課長補佐 | 課長補佐 | 課 長 | 課 長 | 次長(国 | 部 長 |
| 知 事 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 室長補佐 | 室長補佐 | 室長(法 | 国民文化 | 国民文化 | |
| の | 機 械 技 師 | 機 械 技 師 | 機 械 技 師 | 主 計 員 | 主 計 員 | 局長補佐 | 局長補佐 | 制室及び | 祭推進局 | 祭推進局の | |
| 事 | 電 気 技 師 | 電 気 技 師 | 電 気 技 師 | 検査専門 | 検査専門 | 秘 書 | 秘 書 | 無線室の | の局長 | の局長 | |
| 務 | 無 線 技 師 | 無 線 技 師 | 無 線 技 師 | 員 補 | 員 補 | 法制室及 | 法制室及 | 室長を除 | く。) | く。) | |
| 部 | 電 話 技 師 | 電 話 技 師 | 電 話 技 師 | 企 画 員 | 企 画 員 | 及び無線室 | 及び無線室 | の室長 | の室長 | の室長 | |
| 局 | 衛 生 技 師 | 薬 劑 師 | 薬 劑 師 | 副 主 幹 | 副 主 幹 | の室長 | の室長 | 国民文化 | 祭推進局 | 祭推進局 | |
| | 看 護 婦 | 衛 生 技 師 | 衛 生 技 師 | 監 察 員 | 監 察 員 | 分 室 長 | 分 室 長 | 局、水産 | 振興局及 | 振興局及 | |
| | 看 護 士 | 保 健 婦 | 保 健 婦 | 主 任 (主 | 主 任 (主 | 主 計 員 | 主 計 員 | の次長 | 参 事 監 | 参 事 監 | |
| | 栄 養 士 | 保 健 士 | 保 健 士 | 事) | 事) | 主 任 監 察 | 主 任 監 察 | 員 | 参 事 監 | 参 事 監 | |
| | 歯 科 衛 生 | 看 護 婦 | 看 護 婦 | 主 任 (技 | 主 任 (技 | 員 | 員 | 検査専門 | 監 | 国民文化 | |
| | 士 | 看 護 士 | 看 護 士 | 師) | 師) | 副 検 査 専 | 副 検 査 専 | 員 | 国民文化 | 祭推進局 | |
| | 商 工 技 師 | 栄 養 士 | 栄 養 士 | 主 事 | 農 業 専 門 | 門 員 | 門 員 | 主 査 | 祭推進局 | 防 災 監 | |
| | 農 林 技 師 | 歯 科 衛 生 | 歯 科 衛 生 | 機 械 技 師 | 技 術 員 | 係 長 | 係 長 | 主 査 | の次長 | | |
| | 造 園 技 師 | 士 | 士 | 電 気 技 師 | 生 活 改 良 | | | | | | |

| 職務の級 組 織 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--------|-------|-----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 11級 |
| 知 本 庁 | 主 事 | 主 事 | 主 事 | 係 長 | 係 長 | 課長補佐 | 課長補佐 | 課 長 | 課 長 | 次長(国 | 部 長 |
| 知 事 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 秘 書 | 室長補佐 | 室長補佐 | 室長(無 | 線室の室 | 水産振興 | |
| の | 機 械 技 師 | 機 械 技 師 | 機 械 技 師 | 主 計 員 | 主 計 員 | 局長補佐 | 局長補佐 | 線室の室 | 長を除く。) | 局の局長 | |
| 事 | 電 気 技 師 | 電 気 技 師 | 電 気 技 師 | 検査専門 | 検査専門 | 秘 書 | 秘 書 | 無線室の | 室長 | 国民文化 | |
| 務 | 無 線 技 師 | 無 線 技 師 | 無 線 技 師 | 員 補 | 員 補 | 法制室及 | 法制室及 | の室長 | の室長 | 祭推進局 | |
| 部 | 電 話 技 師 | 電 話 技 師 | 電 話 技 師 | 企 画 員 | 企 画 員 | 及び無線室 | 及び無線室 | の室長 | の室長 | の室長 | |
| 局 | 衛 生 技 師 | 薬 劑 師 | 薬 劑 師 | 副 主 幹 | 副 主 幹 | の室長 | の室長 | 国民文化 | 祭推進局 | 祭推進局 | |
| | 看 護 婦 | 衛 生 技 師 | 衛 生 技 師 | 監 察 員 | 監 察 員 | 分 室 長 | 分 室 長 | 局、水産 | 振興局及 | 振興局及 | |
| | 看 護 士 | 保 健 婦 | 保 健 婦 | 主 任 (主 | 主 任 (主 | 主 計 員 | 主 計 員 | の次長 | 参 事 監 | 参 事 監 | |
| | 栄 養 士 | 保 健 士 | 保 健 士 | 事) | 事) | 主 任 監 察 | 主 任 監 察 | 員 | 参 事 監 | 参 事 監 | |
| | 歯 科 衛 生 | 看 護 婦 | 看 護 婦 | 主 任 (技 | 主 任 (技 | 員 | 員 | 検査専門 | 監 | 国民文化 | |
| | 士 | 看 護 士 | 看 護 士 | 師) | 師) | 副 検 査 専 | 副 検 査 専 | 員 | 国民文化 | 祭推進局 | |
| | 商 工 技 師 | 栄 養 士 | 栄 養 士 | 主 事 | 農 業 専 門 | 門 員 | 門 員 | 主 査 | 祭推進局 | 防 災 監 | |
| | 農 林 技 師 | 歯 科 衛 生 | 歯 科 衛 生 | 機 械 技 師 | 技 術 員 | 係 長 | 係 長 | 主 査 | の次長 | | |
| | 造 園 技 師 | 士 | 士 | 電 気 技 師 | 生 活 改 良 | | | | | | |

水産技師
土木技師
建築技師
機関士
航海士
通信士
船員

商工技師
農林技師
改良普及員
造船技師
水産技師
建築技師
企業診断員
水産業改良普及員
機関士
航海士
通信士
船員

商工技師
農林技師
改良普及員
造船技師
水産技師
建築技師
企業診断員
水産業改良普及員
機関士
航海士
通信士
船員

無線技師
電話技師
薬剤師
衛生技師
保健婦
看護士
看護士
看護士
看護士
栄養士
歯科衛生士
商工技師
農林技師
改良普及員
造船技師
水産技師
土木技師
建築技師
農林技師
技術員
生活改良
専門技術員
林業専門技術員
船舶長
機関長

専門技術員
林業専門技術員
水産業専門技術員
船舶長
機関長

検査専門員補
主幹
副主幹
監察員
主任
農林専門技術員
生活改良専門技術員
林業専門技術員
水産業専門技術員
船舶長
機関長

主 幹

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|--|--|-------------|-------------|---------------------------|-------------|---------------------------------------|--------------|-----|-----|-----|--|
| 地方機関 | 東京事務所 | | | | | | | 副 所 長 | | | 所 長 | 所 長 | |
| | 大阪事務所 | | | | | 課 長 | 課 長 | 次 長 | | 所 長 | 所 長 | | |
| | 日野総合事務所 | | | 係 長 | 係 長 | 課長補佐 係 長 | 課長補佐 | 局 長 副 局 長 課 長 農林改良普及所の 所長 | 局 長 副 局 長 | 所 長 | 所 長 | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | |
| | 県税事務所 | | | 係 長 | 係 長 | 課長補佐 係 長 | 課長補佐 | 所 長 課 長 | 所 長 | | | | |
| | 工事検査出張所 | | | | | | | 所 長 検査専門員 | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | |
| | 健康福祉センター | | | 係 長 | 係 長 | 室長補佐 課 長 係 長 | 室長補佐 課 長 | 室 長 部 長 課 長 | 所 長 | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | |
| | 盲成学園 | | | 係 長 保育士長 | 係 長 保育士長 | 次 長 課 長 係 長 保育士長 | 次 長 課 長 | 園 長 | 園 長 | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | |
| 保育専門学校 | | | | | 次 長 係 長 | 次 長 | 院 長 次 長 | | | | | | |

土木技師
建築技師
機関士
航海士
通信士
船員

商工技師
農林技師
改良普及員
水産技師
土木技師
建築技師
企業診断員
水産業改良普及員
機関士
航海士
通信士
船員

商工技師
農林技師
改良普及員
造船技師
水産技師
建築技師
企業診断員
水産業改良普及員
機関士
航海士
通信士
船員

電話技師
薬剤師
衛生技師
保健婦
看護士
看護士
看護士
栄養士
歯科衛生士
商工技師
農林技師
改良普及員
水産技師
土木技師
建築技師
農林技師
技術員
生活改良
専門技術員
林業専門技術員
船舶長
機関長
企業診断員
水産業改良普及員
機関士
航海士
通信士
船員

主任
農林専門技術員
生活改良専門技術員
林業専門技術員
水産業専門技術員
船舶長
機関長

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|--|--|-------------|-------------|---------------------------|-------------|-------------------|------|------------|-----|-----|--|-----|-----|
| 地方機関 | 東京事務所 | | | | | | | | | 課 長 | 課 長 | 次 長 | | 所 長 | 所 長 |
| | 大阪事務所 | | | | | | | | | 課 長 | 課 長 | 次 長 | | 所 長 | 所 長 |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県税事務所 | | | | | 係 長 | 係 長 | 課長補佐 係 長 | 課長補佐 | 所 長 課 長 | 所 長 | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康福祉センター | | | 係 長 | 係 長 | 室長補佐 課 長 係 長 | 室長補佐 課 長 | 室 長 部 長 課 長 | 所 長 | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 盲成学園 | | | 係 長 保育士長 | 係 長 保育士長 | 次 長 課 長 係 長 保育士長 | 次 長 課 長 | 園 長 | 園 長 | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 保育専門学校 | | | | | 次 長 係 長 | 次 長 | 院 長 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---|--|------|--------------------|--------------------|------------------|-----------|
| 略 | | | | | | | | | |
| 倉吉総合看護専門学校 | | | | | | 次長 | 次長 | 次長 | |
| 精神保健福祉センター | | | | | | 課長 | 課長 | 課長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 衛生研究所 | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 課長 | 課長 | 次長 | |
| 男女共同参画センター | | | | | | | | 事務局長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 消費生活センター | | | | | | 次長 | 次長 | 所長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 地方農林振興局 | | | | 係長 | 係長 | 課長補佐 室長補佐 係長 | 課長補佐 室長補佐 次長 | 局長 副局長 課室長 | 局長 副局長 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 水産試験場 | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 課長 | 課長 | | |
| 土木事務所 | | | | 係長 | 係長 | 課長補佐 係長 | 課長補佐 | 所長 副所長 課室長 | 所長 副所長 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 | | | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 副所長 課長 | 所長 副所長 |
| 消防学校 | | | | 教官 | 教官 | 教官 | | 校長 | |
| 共通 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 児童生活 支援員 保育士 プログラマ 栄養士 職業訓練 指導員 機関士 航海士 通信士 船員 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童指導 員 生活指導 員 保健婦 保健士 改良普及 員 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童指導 員 生活指導 員 保健婦 保健士 改良普及 員 | 副主任 主任(主 事) 主任(技 師) 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 農林技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 農林技師 衛生技師 衛生技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 地区主任 林業改良 指導員 水産業専 門技術員 保健婦 保健士 機関長 漁ろう長 企業診断 員 | 略 | 略 | 略 | 略 | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---|--|------|--------------------|--------------------|------------------|-----------|
| 略 | | | | | | | | | |
| 倉吉総合看護専門学校 | | | | | | 次長 | 次長 | | |
| 精神保健福祉センター | | | | | | 課長 | 課長 | 次長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 衛生研究所 | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 課長 | 課長 | 次長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 消費生活センター | | | | | | 次長 | 次長 | 所長 | |
| 消防学校 | | | | 教官 | 教官 | 教官 | | 校長 | |
| 略 | | | | | | | | | |
| 地方農林振興局 | | | | 係長 | 係長 | 課長補佐 室長補佐 係長 | 課長補佐 室長補佐 次長 | 局長 副局長 課室長 | 局長 副局長 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 水産試験場 | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 課長 | 課長 | | |
| 土木事務所 | | | | 係長 | 係長 | 課長補佐 室長補佐 係長 | 課長補佐 室長補佐 | 所長 副所長 課室長 | 所長 副所長 |
| 略 | | | | | | | | | |
| 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所 | | | | | | 課長補佐 | 課長補佐 | 副所長 課長 | 所長 副所長 |
| 共通 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 水産技師 土木技師 建築技師 児童生活 支援員 保育士 プログラマ 栄養士 職業訓練 指導員 機関士 航海士 通信士 船員 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童指導 員 生活指導 員 保健婦 保健士 改良普及 員 林業改良 | 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 農林技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 児童指導 員 生活指導 員 保健婦 保健士 改良普及 員 林業改良 | 副主任 主任(主 事) 主任(技 師) 主事 機械技師 電気技師 衛生技師 商工技師 造園技師 水産技師 土木技師 建築技師 農林技師 衛生技師 衛生技師 水産技師 土木技師 建築技師 企業診断 員 児童福祉 司 社会福祉 主事 精神福祉 主事 心理療法 士 心理判定 員 地区主任 林業改良 指導員 水産業専 門技術員 保健婦 保健士 機関長 漁ろう長 企業診断 員 | 略 | 略 | 略 | 略 | |

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | 職務の級 | | | |
|---------|-----|------|-------|-------|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 略 | | | | | |
| 知事の事務部局 | 本 庁 | | 主 幹 | 主 幹 | |
| | | | 係 長 | 係 長 | |
| | | | 副 主 幹 | 副 主 幹 | |
| 略 | | | | | |

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | 職務の級 | | | |
|---------|-----|------|-------|-------|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 略 | | | | | |
| 知事の事務部局 | 本 庁 | | 主 幹 | 主 幹 | |
| | | | 係 長 | 係 長 | |
| | | | 副 主 幹 | 副 主 幹 | |
| 略 | | | | | |

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | | 職務の級 | | | |
|---------|------|------------|------|-----|-------|-----|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 知事の事務部局 | 地方機関 | 日野総合事務所 | | 課 長 | 局 長 | |
| | | 皆生小児療育センター | | | 院 長 | 院 長 |
| | | | | | 副 院 長 | |
| | | 略 | | | | |
| 略 | | | | | | |

別紙第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | 職務の級 | | | |
|---------|-----|------|-------|-------|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 略 | | | | | |
| 知事の事務部局 | 本 庁 | | 主 幹 | 主 幹 | |
| | | | 副 主 幹 | 副 主 幹 | |
| | | 略 | | | |

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | 職務の級 | | | |
|---------|-----|------|-------|-------|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 略 | | | | | |
| 知事の事務部局 | 本 庁 | | 主 幹 | 主 幹 | |
| | | | 副 主 幹 | 副 主 幹 | |
| | | 略 | | | |

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

| 組織 | | | 職務の級 | | | |
|---------|------|------------|------|----|-----|-----|
| | | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
| 知事の事務部局 | 地方機関 | 皆生小児療育センター | | | 院 長 | 院 長 |
| | | | | | | |
| | | 略 | | | | |
| 略 | | | | | | |

別紙第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

| 職務の級 組織 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|------------|--|-----------------------------|----|----|----|----|----|----|
| | | 知事 の 事 務 部 局 | 略 | 略 | 略 | 主任 | 主任 | 略 |
| 備考 | | 略 | | | | | | |

備考 略

| 職務の級 組織 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|------------|--|-----------------------------|----|----|----|---|---|-----------|
| | | 知事 の 事 務 部 局 | 略 | 略 | 略 | 副主幹 薬剤師 診療放 射線技 師 理学療 法士 栄養士 衛生技 師 作業療 法士 言語聴 覚士 理療師 歯科衛 生士 | 副主幹 薬剤師 診療放 射線技 師 理学療 法士 栄養士 衛生技 師 作業療 法士 言語聴 覚士 理療師 歯科衛 生士 | 副主幹 主任 |
| 備考 | | 略 | | | | | | |

備考 略

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。